

No	Q	対象		区分					A	
		建築主等	近隣住民	制度全般	標識	説明(説明会)	説明(戸別)	報告		工事中 工事後
1	お知らせ看板は、いつから設置することができるのか。また、標識設置届は、いつ提出すればよいか。	○			○					標識には、延べ床面積、建物高さなどの建築概要を表記する必要があることから、設計図等設計図書がまとまっていることが重要です。また、近隣住民に説明の準備ができた段階で標識を設置することで、その後の手続きが円滑に進むものと考えられます。 標識設置届については、標識を設置してから7日以内に提出する必要があります。なお、7日超過した場合は、標識設置届を提出した日から7日遡った日を設置日とみなし、その翌日から標識設置期間(※)とします。 ※中高層建築物等…30日間 特定中高層建築物…60日間
2	お知らせ看板を設置した日を周知期間の起算日としてよいか。	○								周知期間の起算日は、標識を設置した翌日となります。中高層建築物等においては、30日間、また、特定中高層建築物については、60日間の周知期間となります。 なお、期間計算の方法については、民法(明治29年法律第89号)第140条及び同法第142条の規定を根拠としています。
3	設置するお知らせ看板は1か所でよいか。	○			○					お知らせ看板は、計画敷地が接する道路から見やすい場所に設置してください。角地などのように複数の道路に接する計画地の場合は、それぞれの道路に面するように設置してください。また、敷地が長距離に渡って道路に接するなどの場合も、複数のお知らせ看板を設置することで近隣に建築計画が周知されると考えられることから、条例の趣旨を理解し対応をお願いします。
4	お知らせ看板には、建築主の電話番号の記載をする必要があるか。	○			○					建築主等を構成する建築主の電話番号については、個人情報保護の観点から法人以外の場合において電話番号の記載を省略することができます。ただし、標識設置届については、記載するようお願いします。
5	特定中高層建築物のお知らせ看板における外観がわかる図面とは、どのようなものか。	○			○					建物や空間を立体的に表現した建築パース(透視図)を指します。なお、盛岡市景観規則第1条の2第2項第6号に規定する着色した透視図と同様のものを使用することを推奨しています。
6	お知らせ看板は、いつまで設置する必要があるか。	○			○					建築基準法に基づく完了検査の日まで設置する必要があります。また、建築基準法に基づく完了検査を要しない中高層建築物等にあつては、当該中高層建築物等の建築等の工事が完了する日まで設置する必要があります。 なお、この期間において、お知らせ看板に表記した内容について変更があった場合は、適時変更後の内容に修正するようお願いします。